

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600075号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600138号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間及び平成23年8月1日から平成24年2月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。

平成10年11月から平成11年4月までは11万円を24万円、平成23年8月から平成24年1月までは20万円を22万円とし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年11月から平成11年4月までの期間及び平成23年8月から平成24年1月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のB社における請求期間のうち、平成14年3月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。

平成14年3月から平成19年3月までは11万円を22万円とし、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年3月から平成19年3月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成8年4月1日から平成14年3月1日まで
② 平成14年3月1日から平成23年4月21日まで
③ 平成23年4月21日から同年8月1日まで
④ 平成23年8月1日から平成25年6月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間①及び④、B社における請求期間②、並びにC社における請求期間③の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与支給額より大幅に低い額となっている。請求期間①から④までについて、実際の給与支給額に見合った、年金の給付に反映する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成10年11月1日から平成11年5月1日までの期間について、D市から提出された地方税課税台帳及び請求者と同職種であった同僚から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成10年11月から平成11年4月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の地方税課税台帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、請求者に係る厚生年金保険料の納付について、「2年前に当社は清算いたしましたので提出できる資料がありません。」旨回答しているものの、前述の地方税課税台帳により推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該地方税課税台帳等により推認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成14年3月1日から平成19年4月1日までの期間について、請求者及び請求者と同職種であった同僚それぞれから提出された給与明細書、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票、D市から提出された地方税課税台帳、請求者の給与が振り込まれていた金融機関から提出された預金取引明細表（流動性）及びB社の事業主の陳述により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成14年3月から平成19年3月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、請求期間②における標準報酬月額は当初11万円と記録されていたところ、B社の事業主は、「請求者の標準報酬月額を11万円として届出した。」旨回答していることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間④のうち、平成23年8月1日から平成24年2月1日までの期間について、請求者及び請求者と同職種であった同僚それぞれから提出された給与明細書、D市から提出された地方税回答書及び請求者の給与が振り込まれていた金融機関から提出された預金取引明細表（流動性）により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④のうち、平成23年8月から平成24年1月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、請求者に係る厚生年金保険料の納付について、「2年前に当会社は清算いたしましたので提出できる資料がありません。」旨回答しているものの、年金事務所が保管する請求者の請求期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主が請求者の報酬月額について、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出たことが確認できることから、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 A社に係る請求期間①及び④のうち、平成8年4月1日から平成10年11月1日までの期間、平成11年5月1日から平成14年3月1日までの期間及び平成24年2月1日から平成25年6月21日までの期間、B社に係る請求期間②のうち、平成19年4月1日から平成23年4月21日までの期間並びにC社に係る請求期間③については、請求者及び請求者と同職種であった同僚それぞれから提出された給与明細書、D市から提出された地方税課税台帳及び地方税回答書並びに請求者の給与が振り込まれていた金融機関から提出された預金取引明細表（流動性）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600237号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600139号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月30日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が昭和53年3月30日となっている。

しかし、提出した昭和53年分給与所得の源泉徴収票に記されているとおり、実際は、昭和53年3月31日に退職し、年金の加入期間が途切れないように同年4月1日から国民年金に加入したので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日を、退職日の翌日である昭和53年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び請求者から提出された昭和53年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録が有る者から提出された請求期間当時の同人の給与明細書を見ると、資格取得月の給与において厚生年金保険料が控除されていないこと、及び同保険料率改定月の翌月の給与から同保険料控除額が変更されていること等から、請求期間当時の同社における厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除であったと確認できるところ、当該給与明細書を提出した者は、自身が請求期間当時に社会保険及び給与計算の事務を担当していたとした上で、「給与は、末日締め、当月25日の先払い、厚生年金保険料の控除は翌月控除だったので、退職後に徴収することとなる本人の厚生年金保険料の負担を避けるため、月の末日退職であっても、その月中の資格喪失として処理していた。最後の給与からも、前月までと同様、1か月分(前月分)の厚生年金保険料を控除していた。」旨回答・陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことが考えられる。

また、前述のとおり、A社の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であったことから、請求者から提出された同社発行の請求者に係る昭和53年分給与所得の源泉徴収票に記されている社会保険料の金額は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除された場合、昭和52年12月分から昭和53年3月分までの4か月分相当となること、3か月相当額とほぼ一致しており、当該源泉徴収票からは、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の請求者の記録が有るページ及びその直前20ページに記録が有る被保険者209人(請求者を除く。)について、被保険者資格喪失年月日を見ると、請求者と同じ昭和53年中の喪失者が17人であるところ、資格喪失年月日が月の初日である者はおらず、そのうち15人の資格喪失年月日は、月の末日及びその前日又は給与支給日(25日)及びその翌日である上、当該15人のうち回答があった2人については、回答及び

雇用保険の記録から、月の末日退職と考えられるが、いずれの者も、給与明細書を保管しておらず、退職月の給与における厚生年金保険料の控除の状況を記憶していないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがうこともできない。

加えて、B社は、請求者の請求期間に係る保険料控除について、「関係書類を破棄済みのため確認することができず、不明である。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。